

第 317 回西宮市建築審査会議事録（要旨）

1. 日 時 令和 2 年 5 月 11 日（月）午後 2 時 00 分～ 2 時 30 分
2. 場 所 西宮市役所 813 会議室等（Web 会議形式）
3. 出席者
建築審査会委員／黒坂委員、藤谷委員、池内委員、三輪委員、下永田委員、山根委員
西宮市／建築指導課（課長、建築指導チーム係長、建築指導チーム主査、建築指導チーム副主査）
事務局／建築・開発指導部長、建築調整課（課長、審査会チーム係長、審査会チーム副主査）
4. 議 題
 - (1) 同意案件
 - ・議案第 1 号
建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可
「道路上空に連絡通路を新築する件（甲子園球場）」
申請位置：甲子園町
敷地単位の用途：観覧場
工事種別：新築
占用面積：46.58 m²
建築面積：43.20 m²
延べ面積：0.00 m²
申請建築物の用途：観覧場
構造：鉄骨造、階数：地上 1 階建、高さ：9.47m
 - (2) 報告案件
 - ・建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の報告【2 件】
（敷地等と道路との関係における接道義務に係る許可）
生瀬東町、津門綾羽町

（議事録）

1. 確認事項等
 - (1) 議題の確認、個人情報取扱いの確認
 - (2) 会議録（議事録）署名委員の指名
 - (3) 議案審議公開・非公開の確認
公開：議題（1）、（2）
 - (4) 傍聴者の確認
傍聴者なし
2. 審議内容
 - (1) 同意案件
 - ・議案第 1 号

建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可
「道路上空に連絡通路を新築する件（甲子園球場）」

西宮市：

上記同意案件について説明

質疑内容（概略）

- ・ 不適格条項である建築基準法第 44 条第 1 項（建築物の敷地は、道路内に建築してはならない）についての確認。
- ・ 許可条項である建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号（公共用歩廊その他政令で定める建築物で安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないもの）についての確認
- ・ 政令基準である政令第 145 条第 4 項第 3 号（多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの）についての確認

審議結果：

同意される。

(2) 報告案件

- ・ 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可の報告について（2 件）

西宮市：

上記報告案件について説明

報告結果：

了承される。